

医療機関等の窓口負担の免除は、 平成29年9月30日で終了します。

- 熊本地震で被災された方で、熊本県全域の市町村国保・国保組合、後期高齢者医療、介護保険及び協会けんぽ※にご加入の方は、医療機関等に免除証明書を提示することにより、受診する際の窓口負担や介護保険の利用料が免除となっていますが、この取扱いは、平成29年9月30日で終了します。
- 免除措置終了に伴い、平成29年10月1日以降は、医療機関の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが必要となります。

※その他健康保険組合及び共済組合などについてはご加入の保険者にご確認下さい。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。